

始良市新学校給食センター整備基本計画（概要版）

はじめに

本市では、7か所の自校方式給食室と3か所のセンター方式調理場から市立幼稚園、小学校及び中学校へ、1日あたり、およそ8,000食の学校給食を提供しているところですが、これらの施設のうち、7か所すべての自校方式給食室と加治木学校給食センターは、開設後30年以上がすでに経過しており、施設・設備の老朽化が著しくなっています。また、「学校給食衛生管理基準」において示された、調理作業ごとに部屋を区分することなどの要件を満たしていない状況にあります。

そこで、市教育委員会は、これら多くの課題を解決するために、新たな学校給食センターの整備に向けた「始良市立学校給食施設整備の基本方針」を令和2年12月に策定したところです。

本計画は、この基本方針に基づき、新たな学校給食センターの整備に係る必要な基本事項を取りまとめたものです。

1 学校給食の基本的事項の整理

始良市では、7か所の自校方式給食室（うち、山田小学校給食室は親子方式）と3か所のセンター方式調理場から市立幼稚園4園、小学校17校、中学校5校へ、1日あたり、およそ8,000食の学校給食を提供しています。

表1 始良市の学校給食施設

	施設名称	食数	建築年	築年数	延床面積
センター方式	加治木学校給食センター	1,890食	昭和58年	40年	648㎡
	蒲生学校給食センター	600食	平成14年	21年	661㎡
	小学校給食室別棟	1,560食	平成27年	8年	1,494㎡
自校方式	帖佐小学校	495食	昭和61年	37年	140㎡
	重富小学校	725食	昭和57年	41年	168㎡
	山田小学校	205食	昭和63年	35年	112㎡
	始良小学校	720食	昭和55年	43年	168㎡
	西始良小学校	190食	昭和59年	39年	112㎡
	帖佐中学校	850食	昭和60年	38年	168㎡
	重富中学校	850食	昭和62年	36年	200㎡

7か所すべての自校方式給食室と加治木学校給食センターは、学校給食の安定提供のために解決しなければならない多くの課題を抱えています。

安全で安心な学校給食を提供するためにも、早急な改善が必要ですが、施設の改修等に当たっては、次の課題がありました。

敷地面積

- 学校給食衛生管理基準に適合する施設に改修もしくは新築した場合、「学校施設環境改善交付金」の基準面積をもとに算定したとしても延床面積は2倍程度になります。さらに、近年の給食施設整備においては、作業区域を細かく設定することや、事務機能や調理員の更衣・休憩室等の専用区域を設けることが必要となるため、大幅な増床が必要となります。
- 現在の敷地では、整備に必要なスペースを確保することが困難な状況があり、周辺の民地を購入せざるを得ないために、その費用と時間を要することが想定されます。

整備期間中の給食の提供

- 現在の敷地で改修もしくは新築した場合、その期間中、現在の小学校給食室別棟と蒲生学校給食センターで、代替の給食を調理する余裕はないために給食の提供を停止せざるを得ません。

整備に係る費用

- それらの施設を、それぞれに新築した場合、自校方式の給食室7校で、およそ26億円、加治木学校給食センターで、およそ11億円、合計37億円の費用が見込まれます。＊これは、令和2年に策定した「始良市立学校給食施設整備の基本方針」の際に算定した額で、現在の単価で再計算すると合計43億円になります。

2 施設整備の基本的な考え方の整理

「始良市立学校給食施設整備の基本方針」では、整備に向けた基本理念と基本方針を定め、新学校給食センターの目指すべき方向性を示しました。

【新学校給食センターの施設整備の基本的な考え方の構成】

新学校給食センターを整備する上での基本的な考え方としては、大きく基本理念と基本方針で構成し、その基本理念及び基本方針を具体化するために、「施設整備方針」を区分して定めます。

基本理念

学校と家庭や地域が連携した食育の推進を図り、安全・安心で質の高い給食を安定的に提供するとともに、効果的で効率性の高い事業運営を円滑に行う。

基本方針1

安全・安心な学校給食の提供

学校給食衛生管理基準に基づいた施設とするとともに、HACCPの概念を取り入れることで、安全で安心な学校給食を提供します。

基本方針2

食育の推進

学校給食を通じた正しい食習慣の形成を図るための食育活動が可能となる食育展示コーナーや見学コーナー等の機能を備えた施設とします。

基本方針3

効果的・効率的な運営

学校給食衛生管理基準を遵守しながら、施設の機能を低下させることなく、経済性及び効率性に配慮した施設とします。

施設整備方針

整備方針1 学校給食衛生管理基準への対応

整備方針2 炊飯業務のあり方

整備方針3 食物アレルギー食への対応

整備方針4 食育や地産地消の推進

整備方針5 災害時の対応

整備方針6 環境への配慮

整備方針1 学校給食衛生管理基準への対応

安全で、かつ安心な学校給食を園児、児童及び生徒に提供できるよう、学校給食衛生管理基準及びHACCPの概念に基づいた施設整備を行ない、物資の納入から配食に至る調理過程すべてにおいて、適切な衛生管理を実施します。

整備方針2 炊飯業務のあり方

長期的な安定供給を目指して、新学校給食センターに炊飯機能を導入します。週3回の米飯給食を継続するとともに、炊き込みご飯や混ぜご飯などの提供も検討していきます。

整備方針3 食物アレルギー食への対応

食物アレルギー専用の調理室やアレルギー専用食器などの施設整備を行います。

整備方針4 食育や地産地消の推進

調理風景を見学できる見学通路や、食文化に対する興味・関心を高められるような展示コーナーなどを設置します。併せて、ICTを活用したオンラインによる食育学習などが実施できる設備の設置などを検討し、新学校給食センターを食育の拠点として活用します。

整備方針5 災害時の対応

適切な構造・設備の耐震ランクの設定、非常用発電装置等の整備を検討します。

整備方針6 環境への配慮

高効率型、省エネルギー型の建築設備（空調設備、給湯設備、照明設備等）や厨房機器を設置し、エネルギー使用量とランニングコストの削減を図ります。臭気や騒音等による周辺環境への影響が可能な限り小さくなる施設配置などを検討します。

始良市新学校給食センター整備基本計画（概要版）

3 施設整備計画

3-1.建設候補地の概要

建設候補地の概要は、表2のとおりです。小学校給食室別棟に隣接した市有地を事業予定地とします。

表2 建設候補地の概要

所在地	始良市増田（小学校給食室別棟 隣接地）
用途区域	用途地域の指定なし（建蔽率70%、容積率400%）
敷地面積	約3,925㎡
接道条件	南側道路：4.4m、西側道路：5.4m

3-2.基本条件の整理

施設整備計画の基本条件は、表3のとおりです。

新学校給食センターの開業予定年以降において、配送対象校全体で最大の食数となる「約6,500食」を新学校給食センターでの必要配食数（必要調理能力）として設定します。

また、事例の調査・分析結果から、新学校給食センターの必要面積は約3,500～3,600㎡を目安としました。

表3 施設整備計画の基本条件

食数	約6,500食
必要面積	約3,500～3,600㎡
献立数	2献立
食器形式	PEN（ポリエチレンナフタレート）樹脂製食器
配送対象校	幼稚園（4校） 加治木幼稚園、錦江幼稚園、建昌幼稚園、帖佐幼稚園 小学校（11校） 柁城小学校、錦江小学校、竜門小学校、永原小学校、加治木小学校、帖佐小学校、重富小学校、山田小学校、北山小学校、始良小学校、西始良小学校 中学校（4校） 加治木中学校、帖佐中学校、重富中学校、山田中学校

3-3.ゾーニング・外構計画

ゾーニング及び外構計画の考え方を以下に示します。

- ・車両出入口は、西側もしくは南側道路からの進入を基本とし、食材搬入車、配送・回収車の出入りについて、十分な安全性を確保した計画とする。
- ・敷地の西側及び南側には道路との間に水路があるため、一定の隔離を確保するとともに、車両等が通行できるように、蓋がけ等の適切な整備を行う。
- ・駐車場は、車いす用駐車場及び米資用駐車場を優先し、可能な限り敷地内へ確保するとともに、不足分については、敷地外への駐車場の確保を検討する。
- ・建物の外周に保全、メンテナンス等を考慮した構内道路等を確保する。
- ・配送車が円滑に建物に接車できるよう十分なトラックヤードを確保する。
- ・敷地内に、キュービクルや受水槽、排水処理設備等を適切に確保する。

3-4.施設計画

平面計画の考え方を以下に示します。

- ・調理エリアと一般エリアを明確に区分し、調理エリアは全ての機能を1階に配置することを基本とする。ただし、今後、詳細な検討を進めていく中で、一部調理機能を2階へ設置することもある。
- ・各諸室の衛生面及び機能面を重視し、汚染作業区域と非汚染作業区域の明確な区分、パススルー動線の確保等、一方通行の調理動線を可能とする施設を計画する。
- ・各調理室は、調理の作業工程、調理員の人数を考慮し、十分な作業スペースを確保する。また、調理機器の容量は、作業性・効率性に配慮した設定とし、十分なスペースを確保する。
- ・一般エリアから汚染作業区域・非汚染作業区域の出入口にそれぞれ前室を設ける。
- ・最大60食/日の調理に対応する調理機械・器具を適切に設置できる食物アレルギー対応調理室を整備する。
- ・事務室から検収室への動線に配慮する。
- ・幼稚園給食は、給食開始時間等を踏まえ、調理作業スペースを区分けするなど安全面に配慮する。
- ・一般エリアのうち、事務室・会議室・職員更衣室・見学スペースは、2階に配置し、調理エリアとは別の動線計画とする。
- ・会議室は、50人程度を収容できるスペースを確保する。

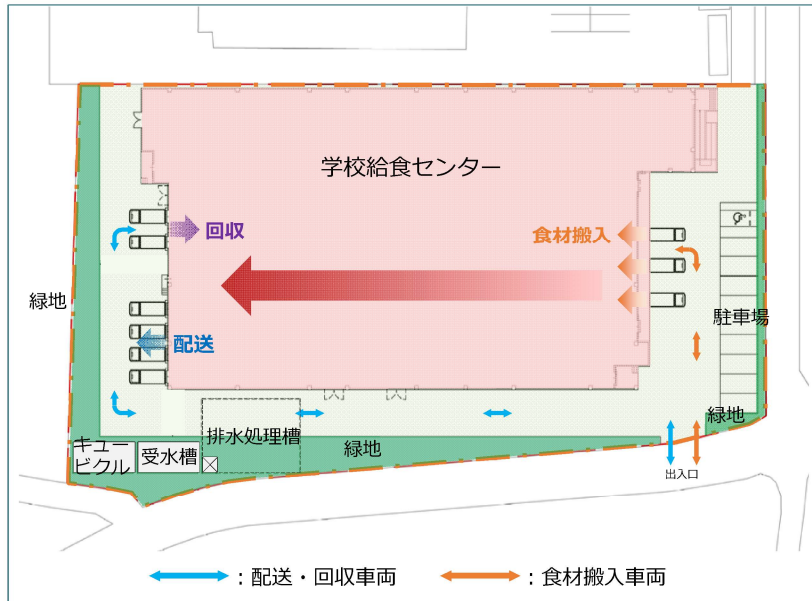


図1 配置計画図

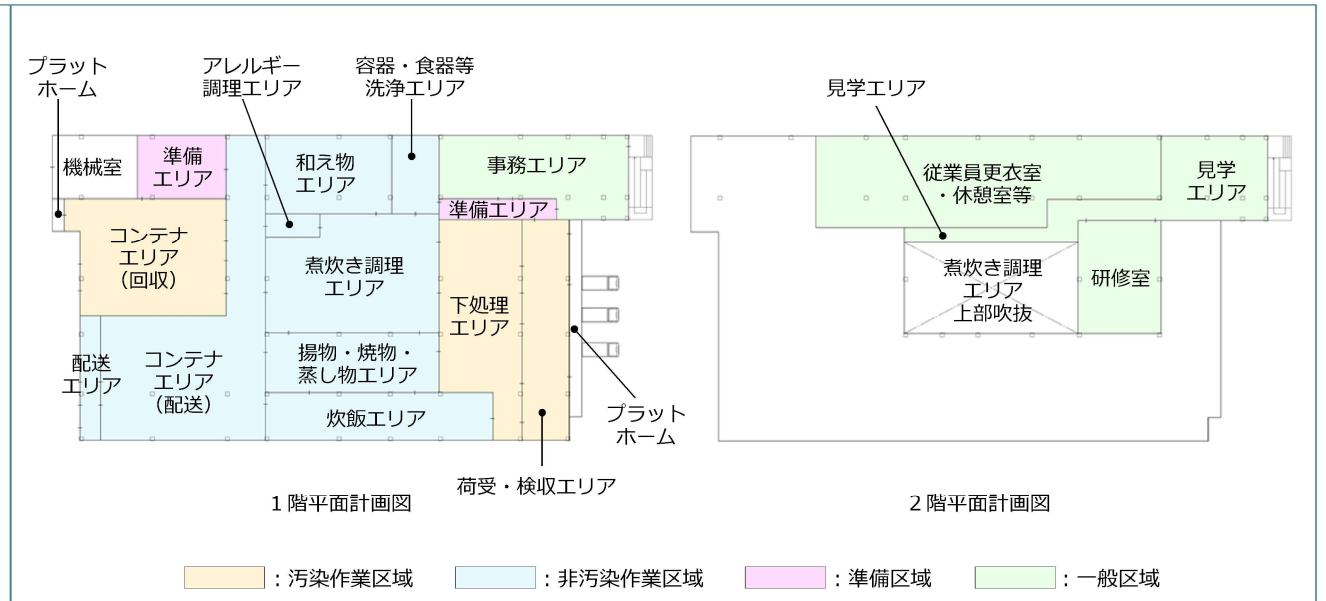


図2 平面計画図 (1階・2階)

始良市新学校給食センター整備基本計画（概要版）

3 施設整備計画

3-5.構造計画

構造形式については、「鉄骨構造・2階建て」を想定し、安全性、機能性、経済性に配慮した計画とします。また、耐震安全性は、大地震後、構造の大きな補修をすることなく建物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加え、迅速な機能復旧等、十分な機能確保ができる水準とします。

表4 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくしないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

3-6.配送車の改修計画

自校方式により給食提供をしている7校は、現在の調理室を配膳室に改修し、学校給食センターから配送されてきた給食をスムーズに受け入れられる体制を整えます。なお、北山小学校は現在と同様に小型配送車で配送することとし、山田中学校は、山田小学校配膳室を共用して使用します。

配膳室への改修では、配送車からの荷下ろし等のためのプラットホームの改修（新設）や、プラットホーム部分の屋根設置、給食室内部の改修、厨房機器等の撤去を行います。

3-7.配送計画の検討

学校給食衛生管理基準では「調理後2時間以内に給食できるようにするための配送車を必要台数確保すること」とされています。その基準を確保するための効率的な配送計画を検討しました。

表5 配送計画（案）

号車	出発時間	配送先①				配送先②			
		施設名	食数	到着時刻	給食開始	施設名	食数	到着時刻	給食開始
1号車(1便)	10:50	帖佐幼稚園	50	10:57	12:00	建昌幼稚園	85	11:12	12:00
1号車(2便)	11:42	重富中学校	850	11:56	12:45	—	—	—	—
2号車(1便)	10:40	錦江幼稚園	25	10:54	12:00	加治木幼稚園	60	11:07	12:00
2号車(2便)	11:42	山田小学校・中学校	150	11:45	12:25	帖佐中学校	850	12:04	12:45
3号車	11:10	西始良小学校	190	11:19	12:25	重富小学校	725	11:35	12:25
4号車	11:00	柁城小学校	495	11:15	12:20	竜門小学校	60	11:32	12:20
5号車	11:10	帖佐小学校	495	11:17	12:25	錦江小学校	270	11:35	12:25
6号車	11:10	加治木小学校	315	11:24	12:20	始良小学校	720	11:44	12:25
7号車	11:20	永原小学校	35	11:34	12:25	加治木中学校	595	11:53	12:40
8号車	11:00	北山小学校	55	11:13	12:05	—	—	—	—

3-8.概算事業費の算出

新学校給食センターの整備に係る概算事業費は、表6のとおりです。

表6 概算事業費（税込）

項目	金額（円）	備考
新学校給食センターの施設整備	3,813,480,000	
設計・工事監理費	89,320,000	地質調査を含む
建設工事費	2,674,870,000	非常用発電設備、浄化槽設備等を含む
厨房設備費等	928,840,000	食器・食缶・調理器具等を含む
外構工事費	24,420,000	用水路改修、構内舗装・緑化等を含む
その他	96,030,000	什器備品（厨房以外）、配送車両購入費等
学校配膳室の改修	67,870,000	7校分、設計・工事監理費等を含む
既存加治木学校給食センターの解体	78,320,000	設計・工事監理費等を含む
合計	3,959,670,000	

3-9.事業手法の整理

給食センターの施設整備・運営手法としては、従来方式のほか、PPP/PFI手法の導入が考えられます。今後、実施するPFI導入可能性調査の結果を踏まえ、以下の事業手法から最適な手法を選択してまいります。

表7 事業手法に関する評価

事業手法		概要
従来手法	公設公営方式	従来手法のうち、施設の運営は公共が直接実施する（民間事業者への委託は行わない）方式。
	公設民営方式	従来手法のうち、運営業務や一部の維持管理業務を民間事業者に単年度、または複数年度の単位で委託する方式であり、現在の加治木学校給食センターにおける運営方式。
PFI手法		1992年に英国で誕生した、民間の資金や経営能力・技術力を活用して、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を効率的・効果的に整備する公共事業の手法。日本においては、平成11年7月「PFI法」が成立し、この法律に準拠したPFI事業が実施できるようになりました。事業者は原則としてPFI事業のみを行う特別目的会社（SPC）を設立し、公共はSPCと事業契約を締結します。SPCとの契約は、諸工程（諸業務）を長期的契約として、一括で性能発注により行うという特徴があります。
PFI的手法	DBO方式、等	PFI法に準じて行う方式のことであり、公共が資金調達を行い、民間事業者が公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を一括して行う公共事業の手法です。民間事業者が資金調達をしないため、金融機関による監視がない点がPFI手法とは異なります。

3-10.事業スケジュール

新学校給食センターの整備に当たっての事業手法別の事業スケジュールは図3のとおり、令和9年9月供用開始を想定します。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
従来方式	可能性調査	設計	発注	建設工事	準備
PFI	可能性調査	アドバイザー	設計・建設工事		準備

図3 事業スケジュール（従来方式・PFI方式）